

専門調査会報告書に対する意見

2011年4月7日

オブザーバー 池本誠司

1、全体について

まず、地方消費者行政の将来像と国の支援のあり方に関して真摯な議論を重ねられ、本報告書を取りまとめられた委員の皆様のご努力に、敬意と謝意を表します。

本調査会における議論の過程では、一方で、全国あまねく消費生活相談を受けることができ消費者の安全・安心を確保する体制が確立されるよう、集中育成・強化期間経過後の国の支援のあり方を具体的に提案するという方向性と、他方で、地域主権改革により、地域が主役となって地域住民の生活に密着した行政サービスの充実を図るという方向性とが、しばしば対立する場面がありました。その中で一定の調整点を見出した成果が本報告書であろうと思います。

ただ、地方の実態把握等について必ずしも十分に時間が取れなかったこともあり、国の支援のあり方に関する具体的な提言内容については、なお十分に煮詰まったとは言えない点も残りました。とりわけ、集中育成期間経過後数年間の消費者行政推進策について、「様々な施策を組み合わせる必要がある」という抽象的な結論にとどまっている点は、消費者庁等設置法の附則や附帯決議が求める提言としては物足りないところを感じます。

2、引き続き実態把握と具体策の提言を

本専門調査会の報告書を受けて、消費者委員会としては、まずは全体像に関する提言を行うこととなりますが、消費者委員会の役割はそれで終わりではありません。

地方消費者行政の強化は、抽象的な政策理念の問題ではなく、現に広範な消費者被害が発生している実態があり、地方自治体の相談体制整備が遅れている地域の実情があります。

その中で、消費者委員会は、消費者被害の防止と救済に資する現実的な政策としてどのような措置が必要かを、常に地域の実態を踏まえながら継続的に監視し提言を重ねて頂きたいと考えます。

報告書34頁に、「平成21年度以降『地方消費者行政活性化基金』や『住民生活に光をそそぐ交付金』等のこれまで講じた施策が地方消費者行政の活性化に向けてどのような効果を発揮したのかについて、検証を行う必要がある。」との指摘がありますが、これは消費者庁に向けたメッセージであるだけでなく、消費者委員会がこうした視点で引き続き調査・検討を行うことが求められると考えます。

3、活性化基金や光交付金の実効性を踏まえた財政措置を

早急に行うべき実態調査事項としては、報告書の上記指摘にあるとおり、これまでの地方支援策の実効性の検証です。

「活性化基金」は、地方消費者行政の再生に向けて各地で大きく動き始めたことは評価できますが、その使途が細かく限定されていることや利用期間が3年に限定されていることから、人的体制強化に活用しにくいという問題が現に指摘されており、データにも現れています。他方で、「光交付金」は、他の行政分野をいくつか含むことや利用期間が2年間に限定されていることから、消費者行政の体制整備にはそれほど確保できないのではないかと指摘があります。この点は早急に地方自治体の実情を調査することが必要です。

そして、「活性化基金」よりも地方自治体の裁量を幅広く認める内容であり、「光交付金」よりも消費者行政に確実にかつ継続的に確保できる財政措置を、検討すべきだと考えます。

4、消費者行政担当職員の人材育成の検討を

本報告書は、地方消費者行政の広範囲な論点を網羅的に検討したものであるが、審議時間の制約もあり、「消費者行政に携わる行政官の人材育成及び意欲喚起をどうするか」という消費者委員会の当初の論点提示については、議論を深める時間がなかった。

消費者行政担当職員は、多岐にわたる特別法を習得して消費生活相談員とともに相談事案の適正な処理と情報分析提供を推進する専門性を要するのみならず、庁内関連部署との連携や消費者団体・事業者団体・各種専門家との連携を推進する役割など、専門性と連携推進能力が求められる職務分野である。地方消費者行政を真に充実するためには、地方自治体における消費者行政推進の司令塔役を担う担当職員の人材育成を飛躍的に強化する必要がある。

ところが、消費者行政担当職員の人材育成に関する研修等の施策は極めて乏しいのが実情である。

例えば、国民生活センターが実施する研修カリキュラム78コースのうち職員研修は8コースにとどまる（2010年度）。都道府県が市町村の消費者行政職員に対して実施する研修は、その標準的カリキュラムも定まっておらず、ほとんど実施していない自治体も少なくない。

そこで、消費者委員会は、消費者行政担当職員の人材育成については引き続き検討することが求められる。